



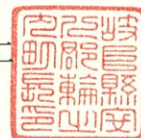
輪之内町告示第 6 4 号

事後審査型条件付き一般競争入札の実施について

輪之内町契約規則（平成 2 2 年輪之内町規則第 7 号。以下「規則」という。）及び輪之内町事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱（平成 2 5 年輪之内町告示第 3 2 号）に基づき、事後審査型条件付き一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

輪之内町長 朝 倉 和 仁



1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 輪総工第 8 号
- (2) 工 事 名 大吉新田防災拠点整備工事（Ⅲ期工事）
- (3) 工事場所 岐阜県安八郡輪之内町大吉新田地内
- (4) 工 期 本契約の日から令和 9 年 3 月 2 3 日（火）まで
- (5) 工事概要 輪之内町防災拠点における外構工事（アスファルト舗装工事、クレー舗装工事、囲障工事、排水工事）
・土木工事 1 式
- (6) 予定価格 2 1 9 , 1 9 8 , 1 0 0 円
(消費税及び地方消費税を含む。)
- (7) 最低制限価格 有
- (8) 入札方法等 ア 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
イ 本工事は、工事費内訳書の添付を求める。

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

入札に参加する者は、次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 規則第 2 条の規定による公告を行う日（以下「公告日」という。）において、規則第 2 2 条第 2 項の名簿に登録されている者であること。
- (3) 公告日から入札の日までの間において、輪之内町建設工事請負契約に係る指名停止等要領（平成 1 3 年輪之内町訓令甲第 4 号）第 2 条の指名停止を受けていない者
- (4) 公告日から入札の日までの間において、輪之内町が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 2 3 年輪之内町訓

令甲第4号)第5条の入札参加資格停止措置を受けていない者

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けている者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者
- (7) 建設業法(昭和24年法律第100号)第8条各号の規定に該当しない者
- (8) 岐阜県内に本店を有する者であること。
- (9) 建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (10) 土木一式工事の総合評定値(P)が700点以上である者
ただし、総合評定値は最新の経営規模等評価結果通知書並びに総合評定値通知書によるものとする。
- (11) 建設業法第26条に定める技術者等を配置できる者

3 工事担当課

輪之内町役場 総務危機管理課

〒503-0292

岐阜県安八郡輪之内町四郷2530番地の1

電話番号 0584-69-3111

4 入札参加申請に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(電子申請上の書式に一般競争入札参加確認資料(以下「資格確認申請書等」という。)を添付)を電子入札システムにより申請し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

この場合において、期限までに参加申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

なお、入札参加資格は、開札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとする。

ア 参加申請書の提出期間

令和8年7月30日(木) 午前10時から令和8年8月12日(水)

午後 4 時まで

イ その他

提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 一般競争入札参加資格の確認については、随時行いその結果を通知する。

5 設計図書等の閲覧

(1) 設計図書等の閲覧

ア 設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、閲覧場所において、閲覧に供する。

イ 閲覧場所

岐阜県安八郡輪之内町四郷 2 5 3 0 番地の 1

輪之内町役場 総務危機管理課

ウ 閲覧期間

令和 8 年 7 月 3 0 日（木）から令和 8 年 8 月 1 2 日（水）までの間
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 9 時から午後 3 時まで）

- (2) 上記の設計図書等は閲覧のほか、同期間において、電子入札システムでダウンロードすることができる。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等について質問があるときは、電子メールにより提出することができる。なお、その旨を電話連絡すること（工事番号、工事名、商号又は名称を明記すること。）。

また、質問に対する回答は、後日速やかに入札参加者全員に通知する。

ア 質問書の提出期限

令和 8 年 8 月 1 2 日（水）午後 4 時まで

イ 質問書の提出先メールアドレス

soumu@town.wanouchi.lg.jp

6 入札書の提出期限、開札日時及び場所

(1) 電子入札システム入札書の提出期限

令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午後 4 時まで

(2) 開札日時

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午前 9 時 3 0 分

(3) 開札場所

〒 5 0 3 - 0 2 9 2 岐阜県安八郡輪之内町四郷 2 5 3 0 番地の 1
輪之内町役場 2 階 会議室

(4) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。

(5) 開札は、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立ち会いの上行う。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立ち会う。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、収支等命令者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立ち会いを行わないことがある。

(6) 開札後の入札参加資格の確認

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最も入札価格の低い者（以下「落札候補者」という。）となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うので、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格に必要な書類を提出すること。

ア 提出方法 持参とする。

イ 提出場所 3 に同じ。

ウ 提出期限 落札候補者となった通知を受けた日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内

エ その他 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 規則第10条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、落札候補者の順位を決定し、落札者が決定するまで、入札参加資格の審査を行う。

審査の結果、入札参加資格を有している場合において、落札者と決定する。

イ 開札の結果、最も入札価格の低い同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより順位を決定する。

ウ 落札者決定にあたっては、入札された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

エ その他入札の執行については、地方自治法、同法施行令及び規則に定めるところによる。

(8) 工事費内訳書の提出

ア 入札書に記載される金額に対応した工事費の内訳について電子入札

システムにより提出すること。

イ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は少なくとも数量、単価、金額等を明らかにするほか、材料費、労務費、安全衛生管理費、建設業退職金共済契約に係る掛金、法定福利費の事業主負担額を必ず記載すること。

ウ 工事費内訳書が以下の各号に該当する者の入札書については、無効とすることがある。

(ア) 工事費内訳書の合計金額と入札額が一致しないもの

(イ) 記載すべき項目を満たしていないもの

(ウ) 一括値引きがあるもの

(エ) その他不備のあるもの

エ 工事費内訳書は、返却しない。

オ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（金融機関の保証をもって代えることができる。）

ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除する。

(10) 請負代金が500万円以上においては、4割以内の前金払いをする。

(11) 入札の無効に関する事項

本公告に示した参加資格のない者の入札、申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(ア) 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。

(イ) 工事費内訳書を提出しなかったとき。

(ウ) 前各号のほか、契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

(12) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止することができる。この場合における損害は、入札者の負担とする。

(13) 落札の無効に関する事項

落札者が、審査結果の通知を受けた日から、原則として5日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に仮契約を締結しないとき

は、その落札は無効とする。

(14) 契約の時期

落札後速やかに仮契約を行い、輪之内町議会の議決後に本契約を締結する。